

平成18年5月9日

各 位

会社名 フルサト工業株式会社
代表者名 取締役社長 古里 龍平
(コード 8087 東証・大証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 小倉 隆
(TEL.06-6946-9605)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第48回定時株主総会に定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条の当社の公告の方法を変更するものであります。
- (2)平成18年5月1日に施行された「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき、必要な規定の整備を行うものであります。
なお、第27条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (3)その他、文言の変更および条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>大阪市で発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>42,125,500株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1. <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3. <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>42,125,500株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り等株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は毎決算期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(決議)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第 343 条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 15 条 会社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 16 条 <u>当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 17 条 <u>取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 18 条 <u>取締役会の決議をもって取締役のうちから、社長 1 名を定め、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長になる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>3. <u>取締役会の招集は、会日の 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議は、<u>総取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってなすものとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 22 条 <u>当社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 23 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 24 条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 25 条 監査役会の招集は、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 26 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 27 条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの<u>1期とし、3月31日を決算期とする。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 28 条 <u>利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 29 条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における、最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第 293 条ノ 5 の規定に従い、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 30 条 <u>利益配当金、中間配当金、その他の諸交付金は、その支払確定の日から満 3 年を経過しても受領なきときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>